

# 第5回山武中央合併協議会

## 会議資料

日時：平成17年8月30日（火）

午後1時30分～

場所：松尾町農村環境改善センター

## 第5回山武中央合併協議会会議次第

日 時 平成17年8月30日（火）

午後1時30分

場 所 松尾町農村環境改善センター

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 報告事項

- 報告第16号 公の施設の取扱いについて
- 報告第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 報告第18号 学校教育事業の取扱いについて
- 報告第19号 保育事業の取扱いについて
- 報告第20号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 報告第21号 特別職（議会議員を除く）の報酬等の額について

### 4 その他

### 5 閉 会

## 配 布 資 料 一 覧

報告第16号	公の施設の取扱いについて	P 1 ~ 9
報告第17号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P 10 ~ 12
報告第18号	学校教育事業の取扱いについて	P 13 ~ 14
報告第19号	保育事業の取扱いについて	P 15 ~ 20
報告第20号	国民健康保険事業の取扱いについて	P 21 ~ 24
報告第21号	特別職（議会議員を除く）の報酬等の額について	P 25 ~ 30

報告第16号

公の施設の取扱いについて

協定項目23-9 公の施設の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年 8月30日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

	協定項目	調整方針	調整結果
23-9	公の施設の取扱いについて	1. 省略  2. 施設の名称については、調整が必要なものは合併時まで調整する。	別紙のとおり調整する。

## 新市の施設名称について

### <調整結果>

現在各町村で設置している公共施設の名称については、新市の一体感を早期に形成する必要があるので次のように施設名を変更することを基本とし調整を行なった。

- ① 成東町立〇〇、山武町立〇〇、蓮沼村立〇〇及び松尾町立〇〇は、

山武市立〇〇とする。

【例】・小学校 ・中学校 ・保育園 ・幼稚園 等

- ② 町村名のついていない施設は、現状の施設名とする。

【例】・こまつ公園 → こまつ公園

・富田児童公園 → 富田児童公園

- ③ 複数町村で同一の施設名となる場合は、施設名の前に旧町村をつける。

【例】・保健センター・給食センター・福祉作業所等

{ 山武町保健センター → 山武市山武保健センター  
蓮沼村保健センター → 山武市蓮沼保健センター

- ④ その他の施設については、町村毎に名称を調整後、町村間の整合性を図った。

公共施設の名称一覧表

区分	町・村	現在の施設名称	新市の施設名称	集積設置の有無	分科会名
庁舎	成東町	成東町役場	山武市役所	有	総務分科会
	山武町	山武町役場	山武市役所山武支所	有	
	蓮沼村	蓮沼村役場	山武市役所蓮沼支所	有	
	松尾町	松尾町役場	山武市役所松尾支所	有	
集会施設	成東町	成東町原横地青年館	原横地青年館	有	福祉分科会
		成東町上里青年館	上里青年館	有	
		成東町寺崎青年館	寺崎青年館	有	
		成東町富田幸谷青年館	富田幸谷青年館	有	
		成東町津辺青年館	津辺青年館	有	
		成東町眞行寺青年館	眞行寺青年館	有	
		成東町東町青年館	東町青年館	有	
		成東町下町青年館	下町青年館	有	
		成東町木戸岡共同利用施設	木戸岡共同利用施設	有	企画分科会
		成東町木戸浜共同利用施設	木戸浜共同利用施設	有	
		成東町南郷連絡所	南郷連絡所	無	総務分科会
		成東町緑海連絡所	緑海連絡所	無	
		成東町鳴浜連絡所	鳴浜連絡所	無	
		成東町和田農村広場	和田農村広場	有	農林水産分科会
	成東町五木田農村広場	五木田農村広場	有		
	成東町白幡住宅集会場	白幡住宅集会場	無	都市計画分科会	
	山武町	山武町椎崎東部青年館	椎崎東部青年館	有	福祉分科会
		山武町木原京増青年館	木原京増青年館	有	
		山武町雨坪青年館	平成17年3月廃止		
		山武町大木青年館	大木青年館	有	
山武町寺ヶ台青年館		寺ヶ台青年館	有		
山武町木原農村協同館		木原農村協同館	有	農林水産分科会	
山武町沖渡集落センター		沖渡集落センター	有		
蓮沼村	蓮沼村殿台区民館	殿台区民館	有	企画分科会	
	蓮沼村川下区民館	川下区民館	有		
	蓮沼村中根区民館	中根区民館	有		
	蓮沼村南八区民館	南八区民館	有		
	蓮沼村南九区民館	南九区民館	有		
	蓮沼村川面区民館	川面区民館	有		
	蓮沼村殿下区民館	殿下区民館	有		
	蓮沼村南浜区民館	南浜区民館	有		
	蓮沼村西岡区民館	西岡区民館	有		
	蓮沼村中下区民館	中下区民館	有		
	蓮沼村西浜区民館	西浜区民館	有		
	蓮沼村十二区民館	十二区民館	有		
	蓮沼村平区民館	平区民館	有		
蓮沼村上谷区民館	上谷区民館	有			

集会施設	松尾町	第四青年館	第四青年館	有	福祉分科会
		生子宿青年館	生子宿青年館	有	
		本柏共同利用施設	本柏共同利用施設	有	
		琴平共同利用施設	琴平共同利用施設	有	企画分科会
		山室共同利用施設	山室共同利用施設	有	
		猿尾共同利用施設	猿尾共同利用施設	有	
		八重田・生子宿共同利用施設	八重田・生子宿共同利用施設	有	
		蕪木共同利用施設	蕪木共同利用施設	有	
		古和共同利用施設	古和共同利用施設	有	
		寿町共同利用施設	寿町共同利用施設	有	
		八田共同利用施設	八田共同利用施設	有	
		高富共同利用施設	高富共同利用施設	有	
		木刀共同利用施設	木刀共同利用施設	有	
		末広共同利用施設	末広共同利用施設	有	
		祝田共同利用施設	祝田共同利用施設	有	
		借毛本郷共同利用施設	借毛本郷共同利用施設	有	
		金尾共同利用施設	金尾共同利用施設	有	
		広根共同利用施設	広根共同利用施設	有	
		高富西共同利用施設	高富西共同利用施設	有	
		五反田共同利用施設	五反田共同利用施設	有	
		下大蔵コミュニティ施設	下大蔵コミュニティ施設	有	
		上大蔵コミュニティ施設	上大蔵コミュニティ施設	有	
		中里コミュニティ施設	中里コミュニティ施設	有	
		小川コミュニティ施設	小川コミュニティ施設	有	
		下之郷コミュニティ施設	下之郷コミュニティ施設	有	
		本水深コミュニティ施設	本水深コミュニティ施設	有	
		引越コミュニティ施設	引越コミュニティ施設	有	
		野中コミュニティ施設	野中コミュニティ施設	有	
		押辺コミュニティ施設	押辺コミュニティ施設	有	
		田越コミュニティ施設	田越コミュニティ施設	有	
		大堤コミュニティ施設	大堤コミュニティ施設	有	
		谷津コミュニティ施設	谷津コミュニティ施設	有	
		折戸コミュニティ施設	折戸コミュニティ施設	有	
松尾町桔梗台住宅集会場	桔梗台住宅集会場	有	都市計画分科会		
小学校	成東町	成東町立成東小学校	山武市立成東小学校	有	学校教育分科会
		成東町立大富小学校	山武市立大富小学校	有	
		成東町立南郷小学校	山武市立南郷小学校	有	
		成東町立鳴浜小学校	山武市立鳴浜小学校	有	
		成東町立緑海小学校	山武市立緑海小学校	有	
	山武町	山武町立睦岡小学校	山武市立睦岡小学校	有	
		山武町立日向小学校	山武市立日向小学校	有	
		山武町立山武北小学校	山武市立山武北小学校	有	
		山武町立山武西小学校	山武市立山武西小学校	有	
	蓮沼村	蓮沼村立蓮沼小学校	山武市立蓮沼小学校	有	



小学校	松尾町	松尾町立豊岡小学校	山武市立豊岡小学校	有	学校教育分科会
		松尾町立松尾小学校	山武市立松尾小学校	有	
		松尾町立大平小学校	山武市立大平小学校	有	
中学校	成東町	成東町立成東中学校	山武市立成東中学校	有	
		成東町立東中学校	山武市立成東東中学校	有	
	山武町	山武町立山武中学校	山武市立山武中学校	有	
		山武町立山武南中学校	山武市立山武南中学校	有	
	蓮沼村	蓮沼村立蓮沼中学校	山武市立蓮沼中学校	有	
	松尾町	松尾町立松尾中学校	山武市立松尾中学校	有	
	幼稚園	成東町	成東町立成東幼稚園	山武市立成東幼稚園	
成東町立南郷幼稚園			山武市立南郷幼稚園	有	
成東町立鳴浜幼稚園			山武市立鳴浜幼稚園	有	
成東町立緑海幼稚園			山武市立緑海幼稚園	有	
山武町		山武町立陸岡幼稚園	山武市立陸岡幼稚園	有	
		山武町立山武北幼稚園	山武市立山武北幼稚園	有	
		山武町立日向幼稚園	山武市立日向幼稚園	有	
蓮沼村		蓮沼村立蓮沼幼稚園	山武市立蓮沼幼稚園	有	
給食センター		成東町	成東町学校給食センター	山武市成東学校給食センター	
	山武町	山武町学校給食センター	山武市山武学校給食センター	有	
	蓮沼村	蓮沼村学校給食センター	山武市蓮沼学校給食センター	有	
	松尾町	松尾町学校給食センター	山武市松尾学校給食センター	有	
公民館・文化センター等	成東町	成東町文化会館のぎくプラザ	山武市成東文化会館のぎくプラザ	有	
		成東町中央公民館	山武市成東中央公民館	有	
	山武町	さんぶの森文化ホール	山武市さんぶの森文化ホール	有	
		山武町町民会館	山武市さんぶの森中央会館	有	
	蓮沼村	蓮沼村中央会館	山武市蓮沼中央会館	有	
松尾町	松尾町洗心館	山武市松尾洗心館	有		
図書館	成東町	成東町図書館	山武市成東図書館	有	
	山武町	さんぶの森図書館	山武市さんぶの森図書館	有	
	松尾町	松尾町図書館	山武市松尾図書館	有	
体育施設等	成東町	白幡スポーツ広場	山武市白幡スポーツ広場	無	
	山武町	山武町中央体育館	山武市さんぶの森中央体育館	有	
		山武町武道館	山武市さんぶの森武道館	有	
		山武町弓道場	山武市さんぶの森弓道場	有	
		山武町町民野球場	山武市さんぶの森野球場	有	
		多目的広場(通称)	山武市さんぶの森多目的広場	無	
		山武町総合グラウンド	山武市さんぶの森グラウンド	無	
		山武町スポーツ広場	山武市さんぶの森スポーツ広場	無	
		山武町テニスコート	山武市こもれびの里日向	無	
		(旧)出光野球場	山武市日向の森野球場	無	
		(旧)出光テニスコート	山武市日向の森テニスコート	無	
		山武町ゲートボール場	H17年度中に解体予定	無	
	(仮)町民テニスコート	山武市さんぶの森テニスコート	有		
	蓮沼村	蓮沼村スポーツプラザ	山武市蓮沼スポーツプラザ	有	
		蓮沼村総合運動場広場	山武市蓮沼総合運動場広場	有	

体育施設等	松尾町	松尾町運動公園	山武市松尾運動公園	有	社会教育分科会	
館資 等料	成東町	成東町歴史民俗資料館	山武市歴史民俗資料館	有		
農林 施設等	山武町	山武町農産物食品加工研究センター	山武市山武農産物食品加工研究センター	有	農林水産分科会	
	蓮沼村	はすめま味工房	山武市はすめま味工房	有		
		オライはすめま	山武市オライはすめま	有		
松尾町	松尾町農村環境改善センター	山武市農村環境改善センター	有			
施設 等 観光	成東町	成東駅前観光案内所	わが街案内処	無	商工・観光分科会	
	山武町	山武町特産物直売所	山武市山武特産物直売所	有		
公園 施設	成東町	成東城跡公園	山武市成東城跡公園	有	都市計画分科会	
		こまつ公園	こまつ公園	有		
		左千夫記念公園	伊藤左千夫記念公園	有		
		下町きせつの公園	下町きせつの公園	有		
		総合運動公園	山武市成東総合運動公園	有		
		成東駅前緑地広場	成東駅前緑地広場	有		
		愛宕台ゲートボール場	愛宕台ゲートボール場	有		
		姫島公民館児童公園	姫島公民館児童公園	有	福祉分科会	
		ヘルシー姫島児童公園	ヘルシー姫島児童公園	有		
		姫島谷田児童公園	姫島谷田児童公園	有		
		姫島鉄砲田児童公園	姫島鉄砲田児童公園	有		
		宮前児童公園	宮前児童公園	有		
		島二区児童遊園地	島二区児童遊園地	有		
		湯坂ニュータウン児童公園	湯坂ニュータウン児童公園	有		
		湯坂ニュータウン第二児童公園	湯坂ニュータウン第二児童公園	有		
		湯坂ニュータウン第三児童公園	湯坂ニュータウン第三児童公園	有		
		富田児童公園	富田児童公園	有		
		寺川児童公園	寺川児童公園	有		
		白幡下御用地児童公園	白幡下御用地児童公園	有		
	白幡納屋児童公園	白幡納屋児童公園	有			
	北中谷児童公園	北中谷児童公園	有			
	井之内南浜児童公園	井之内南浜児童公園	有			
	早船児童遊園地	早船児童遊園地	有			
	上里児童遊園地	上里児童遊園地	有			
	上町児童遊園地	上町児童遊園地	有			
	白幡児童遊園地	白幡児童遊園地	有			
	愛宕台児童遊園地	愛宕台児童遊園地	有			
	山武町	さんぶの森公園	山武市さんぶの森公園	有	社会教育分科会	
		大木児童遊園	大木児童遊園	無	福祉分科会	
	松尾町	松尾町駅前公園	松尾駅前公園	有	都市計画分科会	
	住宅 施設	成東町	白幡住宅	山武市営白幡住宅	有	都市計画分科会
			和田住宅	山武市営和田住宅	有	
			上町住宅	山武市営上町住宅	有	
松尾町		桔梗台住宅	山武市営桔梗台住宅	有		

駐 車 場 施 設	成東町	成東駅前駐車場	成東駅前駐車場	有	企画分科会	
	蓮沼村	蓮沼村役場前共用駐車場	蓮沼中央駐車場	無		
	松尾町	松尾町松尾駅前駐車場	松尾駅前駐車場	有		
	成東町	成東町自転車駐輪場	成東駅前駐輪場	無	消防交通防犯分科会	
	山武町	山武町自転車駐車場	日向駅前駐輪場	有		
	松尾町	松尾町駅前駐輪場	松尾駅前駐輪場	有		
施 設 等	成東町	成東駅前公衆トイレ	成東駅前公衆トイレ	無	都市計画分科会	
		本須賀海岸公衆トイレ	本須賀海岸公衆トイレ	無	商工・観光分科会	
福 祉 施 設	成東町	成東町ふれあいデイサービスセンター	山武市ふれあいデイサービスセンター	有	福祉分科会	
		成東町老人福祉センター	山武市成東老人福祉センター	有		
	山武町	山武町福祉センター	山武市山武福祉センター	有		
		さんぶの森元気館	山武市さんぶの森元気館	有	健康分科会	
保 育 所	成東町	成東町立成東保育所	山武市立成東保育所	有		
		成東町立南郷保育所	山武市立南郷保育所	有		
		成東町立鳴浜保育所	山武市立鳴浜保育所	有		
		成東町立緑海保育所	山武市立緑海保育所	有		
	松尾町	松尾町立豊岡保育所	山武市立豊岡保育所	有		
		松尾町立松尾保育所	山武市立松尾保育所	有		
		松尾町立大平保育所	山武市立大平保育所	有		
そ の 他 福 祉 施 設	成東町	成東町心身障害者福祉施設	山武市成東福祉作業所	有	福祉分科会	
		成東町簡易マザーズホーム	山武市成東簡易マザーズホーム	有		
		成東小学児童クラブ(新規)	山武市成東学童クラブ	無		
		南郷小学児童クラブ(新規)	山武市南郷学童クラブ	無		
		鳴浜小学児童クラブ(新規)	山武市鳴浜学童クラブ	無		
	山武町	山武町福祉作業所	山武市山武福祉作業所	有		
		日向小学校学童クラブ(新規)	山武市日向学童クラブ	無		
		山武西小学校学童クラブ(新規)	山武市山武西学童クラブ	無		
		山武北小学校学童クラブ(新規)	山武市山武北学童クラブ	無		
		睦岡小学校学童クラブ(新規)	山武市睦岡学童クラブ	無		
	蓮沼村	蓮沼学童クラブ(新規)	山武市蓮沼学童クラブ	無		
		松尾町	松尾町福祉作業所	山武市松尾福祉作業所		有
			豊岡小学児童保育施設	山武市豊岡学童クラブ		無
			松尾小学児童保育施設	山武市松尾学童クラブ		無
	大平小学児童保育施設		山武市大平学童クラブ	無		
	保 健 医 療 施 設	成東町	成東町保健福祉センター	山武市成東保健福祉センター		有
山武町		山武町保健センター	山武市山武保健センター	有		
		山武町国民健康保険直営診療所	山武市国保日向診療所	有		
蓮沼村		蓮沼村保健センター	山武市蓮沼保健センター	有		
松尾町		松尾町IT保健福祉センター	山武市松尾IT保健福祉センター	有		
施 広 駅 前	山武町	駅前広場	日向駅前広場	無	消防交通防犯分科会	
下 上 水 道 施 設	山武町	山武町浄水場	山武市山武浄水場	有	上水道分科会	
	松尾町	武野里地区農業集落排水施設	武野里地区農業集落排水施設	有	下水道分科会	
		借毛本郷地区農業集落排水施設	借毛本郷地区農業集落排水施設	有		
の そ の 他	松尾町	松尾町営自動車教習所	山武市営松尾自動車教習所	有	総務分科会	

排水施設	成東町	本須賀納屋強制排水施設	本須賀納屋強制排水施設	無	建設分科会
		井之内浜強制排水施設	井之内浜強制排水施設	無	
		小松浜強制排水施設	小松浜強制排水施設	無	

報告第17号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協定項目 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年 8月30日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

協定項目	調整方針	調整結果
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	1. 選挙による委員の定数は30人とし、旧町村を単位とする選挙区を設置する。 なお、選挙区ごとの委員定数については合併時まで調整する。 ただし、4町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年11月30日まで引き続き委員として在任する。 (2、3省略)	農業委員会等に関する法律第10条の2第3項により下記のとおり選挙区ごとの定数を定めたので報告する。 成東選挙区 12人 山武選挙区 8人 蓮沼選挙区 2人 松尾選挙区 8人

農業委員会等に関する法律 抜粋

～省略～

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

～省略～

おおむね選挙人の数に比例による配分

平成17年1月1日現在の選挙人（平成17年3月31日確定）

単位：人

	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	計
選挙人の数	3, 503	2, 319	715	2, 291	8, 828
試算	11.90	7.88	2.43	7.79	30
選挙委員数	12	8	2	8	30

報告第18号

学校教育事業の取扱いについて

協定項目 23-25 学校教育事業の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年 8月30日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎



協定項目		調整方針	調整結果																							
23-25	学校教育事業の取扱いについて	<p>〈1～3省略〉</p> <p>4. 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、<u>幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併時まで調整する。</u></p> <p>〈5～9省略〉</p>	<p>幼稚園保育料、入園料及び減免措置は、合併時に下記のとおり統一する。</p> <p>(保育料) 月額5,700円/月 (入園料) 無し (減免措置) 国基準を採用する。</p> <p>(参考) 現況 <span style="float: right;">単位:円</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>成東町</th> <th>山武町</th> <th>蓮沼村</th> <th>松尾町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料 (月額)</td> <td>5,500</td> <td>5,900</td> <td>6,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>入園料 (入園時)</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>1,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>減免措置</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	保育料 (月額)	5,500	5,900	6,000	—	入園料 (入園時)	無	無	1,000	—	減免措置	有	有	有	—
	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町																						
保育料 (月額)	5,500	5,900	6,000	—																						
入園料 (入園時)	無	無	1,000	—																						
減免措置	有	有	有	—																						

報告第19号

保育事業の取扱いについて

協定項目23-14 保育事業の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年 8月30日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

	協定項目	調整方針	調整結果
23-14	保育事業の取扱い	〈1～6省略〉 7. <u>保育料については、合併時に統一する。</u> ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。	保育料については、別紙のとおりとする。

## 新 市 の 保 育 料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)				
		新市保育料		国基準額		
階層	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0	
第 2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,500	3,000	9,000	6,000
第 3		市町村民税課税世帯	11,700	9,900	19,500	16,500
第 4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税 64,000円未満	21,000	18,900	30,000	27,000
第 5		64,000円以上	31,100	28,100	44,500	28,100
第 6		160,000円以上	42,700	28,100	61,000	28,100
第 7		408,000円以上	56,000	28,100	80,000	28,100

注1 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及び特に困窮している世帯の額

階層区分	徴収基準額 (月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0	0
第3階層	10,700	8,900

### 新 市 の 延 長 保 育 料

1日の保育時間	月単位利用者の時間外保育料		臨時利用者の時間外保育料 (日額)
	平日 (月曜日～金曜日)	土曜日のみ利用	
	円	円	円
30分	500	100	50
1時間	1,000	200	100
1時間30分	1,500	300	150
2時間	2,000	400	200
2時間30分	2,500	500	250
3時間	3,000	600	300
3時間30分	3,500	700	350
4時間	4,000	800	400
4時間30分	4,500	900	450
5時間	5,000	1,000	500

※ 新市の1時間あたりの施設利用料を基準として算出してあります。

### 新 市 の 一 時 保 育 料

区 分	1 日 利 用 (午前9時～午後5時)	半 日 利 用 (午前9時～午後1時) (午後1時～午後5時)
		円
3歳未満児	2,000	1,000
3歳以上児	1,000	500

※ 新市の保育料の1日あたり単価を基準として算出してあります。

現

況

成 東 町

山 武 町

保育料徴収基準

(単位：円)

階 層	定 義	徴収金額 (月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
第 2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,000	3,300	3,300
第 3	市町村民税課税世帯	11,700	9,100	9,100
第 4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税 80,000円未満	20,200	17,500
第 5		80,000円以上 200,000円未満	33,500	26,700
第 6		200,000円以上 510,000円未満	42,900	28,200
第 7		510,000円以上	50,000	26,200

注1 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及び特に困難している世帯の類

階層区分	徴収金額(月額)	
	3歳未満児	3歳以上児
第2階層	0	0
第3階層	10,500	8,000

注2 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合

階層区分	定 義	徴収金額に定める額
第2階層から第4階層までに属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額×0.1
第5階層から第7階層までに属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額×0.1

保育料徴収基準

(単位：円)

階 層	定 義	徴収金額 (月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
第 2	第1階層及び第5～第10階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,000	1,350	1,350
第 3	町民税非課税世帯	8,000	5,400	5,400
第 4	所得割の額のある世帯	11,000	8,500	8,500
第 5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税 30,000円未満	15,040	12,440
第 6		30,000円以上 90,000円未満	23,310	23,300
第 7		90,000円以上 150,000円未満	33,830	31,720
第 8		150,000円以上 210,000円未満	43,260	31,720
第 9		210,000円以上 430,000円未満	48,920	31,720
第 10		430,000円以上	48,920	31,720

徴収金額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が20,000円以上である世帯	第3階層
第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	第4階層
第4階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	第5階層

注2 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合

階層区分	定 義	徴収金額に定める額
第2階層から第4階層までに属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額×0.25
第5階層から第10階層までに属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表に定める額×0.25

現

況

蓮沼村

松尾町

保育料徴収基準

保育料徴収基準

(単位：円)

(単位：円)

階層	定義	徴収金額(月額)	
		3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,200	1,500
第3	市町村民税課税世帯	10,500	8,500
第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000	15,000
第5	所得税 64,000円未満	29,000	20,000
第6	160,000円以上408,000円未満	35,000	23,000
第7	408,000円以上	41,000	27,000

階層	定義	徴収金額(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,400	3,300	3,300
第3	市町村民税課税世帯	11,300	9,400	9,400
第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,000	17,500	16,500
第5	所得税 64,000円以上160,000円未満	25,000	24,000	21,000
第6	160,000円以上408,000円未満	34,000	32,000	27,000
第7	408,000円以上	45,000	36,000	29,000

注1 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及び特に困窮している世帯の額

注1 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及び特に困窮している世帯の額

階層区分	徴収金額(月額)	
	3歳未満児	3歳以上児
第2階層	0	0

階層区分	徴収金額(月額)	
	3歳未満児	3歳以上児
第2階層	0	0
第3階層	10,300	8,400

注2 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合

階層区分	条件	徴収金額表に定める額
		×0.5
第2階層から第4階層までに属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額 ×0.5
第5階層から第7階層までに属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額 ×0.5
ウ	上記以外の児童	徴収金額表に定める額 ×0.1

注2 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合

階層区分	条件	徴収金額表に定める額
		×0.5
第2階層から第4階層までに属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額 ×0.5
第5階層から第7階層までに属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。)	徴収金額表に定める額 ×0.5
ウ	上記以外の児童	徴収金額表に定める額 ×0.1

山武中央4町村の延長保育料

山武町延長保育料料金

平 日	月 額 料 金	土 曜 日	月 額 料 金
7:00~ 7:30	円 500	12:00~13:00	円 300
7:30~ 8:00	500	13:00~14:00	300
16:00~16:30	0	14:00~15:00	200
16:30~17:00	0	15:00~16:00	200
17:00~17:30	500	16:00~17:00	200
17:30~18:00	500	17:00~18:00	300
18:00~18:30	500	18:00~19:00	300
18:30~19:00	500		

蓮沼村延長保育料料金

平 日	土 曜 日	臨時利用者の時間外 保育料 (日額)
7:00~ 8:00	7:00~ 8:00	1分につき 15円
18:00~19:00	12:00~16:00	1分につき 15円

報告第20号

国民健康保険事業の取扱いについて

協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年 8月30日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎



協定項目	調整方針	調整結果
20	<p>国民健康保険事業の取扱い</p> <p>1. 国民健康保険税（料）率については、合併期日の属する年度は旧町村の税（料）率とし、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成18年度に統一する。</p> <p>ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、当該町村については、<u>市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項</u>の定める期間内において緩やかに調整する。</p> <p>〈2～10省略〉</p>	<p>国民健康保険税については、平成18年度から均一の課税とする。</p>

# 新市国民健康保険税税率の試算

## ①構成町村決算状況等

(単位:千円)

区分		平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算見込	平成18年度予算見込
歳入	国保税	1,935,474	2,014,928	2,028,216	2,144,488
	現年度	122,725	149,093	143,144	143,144
	過年度	13,650	16,420	14,600	200,000
	繰入金	140,000	281,147	218,525	0
	基金取崩	3,637,289	3,488,638	3,347,722	3,424,278
その他	5,849,138	5,950,226	5,752,207	5,911,910	
歳入合計		5,849,138	5,950,226	5,752,207	5,911,910
歳出	保険給付費	2,829,884	2,843,671	3,034,101	3,182,591
	一般	647,390	713,317	807,010	909,759
	退職	1,431,724	1,211,707	1,033,956	1,022,711
	老人保健拠出金	363,871	434,090	490,755	548,112
	介護納付金	210,080	237,772	248,356	248,737
その他	5,482,949	5,440,557	5,614,178	5,911,910	
歳出合計		5,482,949	5,440,557	5,614,178	5,911,910
歳入歳出差引額		366,189	509,669	138,029	0

## ②年度別現年度調定額と国保収納状況(4町村合算)

区分	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算見込	平成18年度予算見込
世帯数	13,084 世帯	13,298 世帯	13,608 世帯	13,608 世帯
被保険者数	30,294 人	30,196 人	30,431 人	30,431 人
調定額	2,239,285 千円	2,315,812 千円	2,282,018 千円	2,409,537 千円
収納額	1,935,474 千円	2,014,928 千円	2,028,216 千円	2,144,488 千円

## ③国保税税率一覧

年度	種別	課税方式	成東町		山武町		蓮沼村		松尾町	
16	医療分	所得割	7.00	%	7.70	%	5.27	%	7.70	%
		資産割	25.00	%	29.50	%	22.75	%	38.00	%
		均等割	17,000	円	21,000	円	22,600	円	18,900	円
	介護分	所得割	22,500	円	29,000	円	23,500	円	26,400	円
		資産割	1.40	%	1.20	%	0.92	%	1.20	%
		均等割	—	%	—	%	5.04	%	6.90	%
17	医療分	所得割	10,600	円	9,000	円	7,100	円	8,700	円
		資産割	—	円	—	円	4,300	円	4,800	円
		均等割	—	円	—	円	—	円	—	円
	介護分	所得割	7.50	%	7.70	%	6.90	%	7.50	%
		資産割	29.50	%	29.50	%	26.00	%	30.00	%
		均等割	18,000	円	21,000	円	22,000	円	19,800	円
18	医療分	所得割	24,300	円	29,000	円	26,000	円	27,000	円
		資産割	1.40	%	1.20	%	1.10	%	1.40	%
		均等割	—	%	—	%	5.50	%	—	%
介護分	所得割	11,500	円	9,000	円	7,200	円	10,500	円	
	資産割	—	円	—	円	4,300	円	—	円	
	均等割	—	円	—	円	—	円	—	円	
18	医療分	所得割	7.50	%	調定額	2,182,020,284円	調定額	合計	2,409,536,992円	
		資産割	33.00	%						
		均等割	24,500	円						
		平等割	25,500	円						
介護分	所得割	1.55	%	調定額	227,516,708円					
	均等割	12,500	円							

## ④国保税一世帯当り及び一人当り調定額

(単位:円)

年度	種別	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町
16	一人当調定額	72,579	74,744	65,276	78,755
	一世帯当調定額	161,789	175,418	159,660	182,614
17	一人当調定額	75,786	76,441	72,146	75,122
	一世帯当調定額	167,314	176,061	173,266	173,449
18	一人当調定額	79,180			
	一世帯当調定額	177,068			

## ⑤基金保有状況(平成17年度末見込み)

(単位:千円)

成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	合計
98,024	30,746	69,733	43,709	242,212

## ⑥例規上の賦課割合(案)

(単位:%)

区分	賦課割合	
	医療分	介護分
応能	所得割	55.00
	資産割	—
応益	均等割	50.00
	平等割	—

## 国民健康保険税モデルケース

### ケース①

#### 世帯Ⅰ

Aさん(S25.1.2生) 世帯主 給与所得 3,500,000 円 固定資産税 150,000 円  
 Bさん(S25.6.9生) 妻 所得なし  
 Cさん(S62.5.10生) 子 給与所得 600,000 円  
 Dさん(H2.8.10生) 子

(単位:円)

区分	山武市(18年度)	成東町(17年度)	山武町(17年度)	蓮沼村(17年度)	松尾町(17年度)
医療分	431,000	398,550	422,130	390,360	409,200
介護分	74,135	67,380	56,040	61,820	65,380
合計	505,100	465,800	478,100	452,100	474,500
山武市との比較	—	39,300	27,000	53,000	30,600

### ケース②

#### 世帯Ⅱ

Eさん(S45.1.2生) 世帯主 給与所得 2,000,000 円 固定資産税 100,000 円  
 Fさん(S55.6.9生) 妻 所得なし

(単位:円)

区分	山武市(18年度)	成東町(17年度)	山武町(17年度)	蓮沼村(17年度)	松尾町(17年度)
医療分	232,750	215,050	229,090	211,230	221,850
介護分	0	0	0	0	0
合計	232,700	215,000	229,000	211,200	221,800
山武市との比較	—	17,700	3,700	21,500	10,900

### ケース③

#### 世帯Ⅲ

Gさん(S48.1.2生) 世帯主 給与所得 1,000,000 円 固定資産税 50,000 円  
 Hさん(S52.6.9生) 妻 所得なし

(単位:円)

区分	山武市(18年度)	成東町(17年度)	山武町(17年度)	蓮沼村(17年度)	松尾町(17年度)
医療分	141,250	125,300	137,340	129,230	131,850
介護分	0	0	0	0	0
合計	141,200	125,300	137,300	129,200	131,800
山武市との比較	—	15,900	3,900	12,000	9,400

### ケース④

#### 世帯Ⅳ

Iさん(S10.1.2生) 世帯主 年金所得 300,000 円 固定資産税 50,000 円  
 Jさん(S11.6.9生) 妻 所得なし

#### 7割軽減適用

(単位:円)

区分	山武市(18年度)	成東町(17年度)	山武町(17年度)	蓮沼村(17年度)	松尾町(17年度)
医療分	38,850	38,870	43,150	34,000	41,640
介護分	0	0	0	0	0
合計	38,800	38,800	43,100	34,000	41,600
山武市との比較	—	0	-4,300	4,800	-2,800

報告第21号

特別職（議会議員を除く）の報酬等の額について

特別職（議会議員を除く）の報酬等の額について、別紙のとおり報告する。

平成17年 8月30日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

(別 紙)

1. 特別職の職員で常勤の者及び教育長

区 分	単 位	報 酬 等
市 長	月額	800,000円
助 役	月額	690,000円
収 入 役	月額	620,000円
教 育 長	月額	610,000円
市長職務執行者	月額	800,000円

2. 特別職の職員で非常勤の者

区 分	単 位	報 酬 等
教育委員会	委員長	月額 49,000円
	委員	月額 39,000円
監査委員	識見を有する者	月額 52,000円
	議員	月額 39,000円
農業委員会	在任期間 会長	月額 35,000円
	在任後 会長	月額 49,000円
	在任期間 委員	月額 28,000円
	在任後 委員	月額 39,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,400円
選挙管理委員会	委員長	月額 27,000円
	委員	月額 25,000円
選挙長	1回	10,700円
投票所の投票管理者	日額	12,700円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,200円
開票管理者	1回	10,700円
選挙立会人	1回	8,900円
投票所の投票立会人	日額	10,800円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円 (期日前投票所の投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、4,800円)
開票立会人	1回	8,900円

区 分		単 位	報 酬 等
区 長		年額	均等割 19,000円 世帯割 1,200円
消防団	団長	年額	157,000円
	副団長	年額	112,000円
	本部長	年額	112,000円
	支団長	年額	112,000円
	副支団長	年額	112,000円
	支団本部長	年額	85,000円
	支団副本部長	年額	85,000円
	分団長	年額	70,000円
	副分団長	年額	65,000円
	部長	年額	54,000円
	班長	年額	25,000円
	団員	年額	18,600円
情報公開審査会	弁護士	日額	13,000円
	その他委員	日額	6,400円
個人情報保護審査会	弁護士	日額	13,000円
	その他委員	日額	6,400円
市税等収納補助員		月額	60,000円
		ただし、現年度課税分を徴収した場合にあってはその月の徴収額に100分の3を乗じて得た額を、現年度以外課税分を徴収した場合にあってはその月の徴収額に100分の5を乗じて得た額をそれぞれ加算する。	

区 分	単 位	報 酬 等
学校医	年額	96,000円
学校歯科医	年額	96,000円
学校薬剤師	年額	45,000円
幼稚園医	年額	31,300円
幼稚園歯科医	年額	31,300円
幼稚園薬剤師	年額	15,000円
結婚相談員	月額	6,400円
体育指導委員	年額	33,000円
外国語指導助手	月額	320,000円以内
不法投棄監視員	月額	5,000円
その他の各種審議会の委員等	日額	6,400円

【参考】  
関係4町村における特別職の報酬等一覧（議会議員を除く）

特別職の名称	成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		(参考) 東 金 市			
	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円		
町村長	784,000	円	793,000	円	692,000	円	771,000	円	850,000	円		
助役	643,000	円	650,000	円	566,000	円	631,000	円	730,000	円		
収入役	596,000	円	603,000	円	525,000	円	585,000	円	655,000	円		
教育長	572,000	円	578,000	円	511,000	円	565,000	円	650,000	円		
教育委員会委員	委員長	37,500	円	35,000	円	31,000	円	35,000	円	49,000	円	
	委員	32,500	円	28,100	円	26,000	円	29,000	円	39,000	円	
監査委員	議長	27,500	円	28,000	円	22,000	円	29,000	円	52,000	円	
	議員	27,500	円	18,000	円	15,000	円	18,600	円	39,000	円	
農業委員会	会長	37,500	円	35,000	円	32,000	円	35,000	円	49,000	円	
	副会長	32,500	円	28,100	円	26,000	円	29,000	円	39,000	円	
固定資産評価審査委員会	委員長	6,600	円	-	円	-	円	-	円	7,000	円	
	委員	5,900	円	5,800	円	14,000	円	5,800	円	6,400	円	
選挙管理委員会	委員長	8,600	円	14,800	円	13,000	円	14,400	円	27,000	円	
	委員	6,800	円	11,800	円	11,000	円	12,400	円	25,000	円	
選挙長	10,700	円	10,700	円	10,700	円	10,700	円	10,700	円		
投票管理者	12,700	円	12,700	円	12,700	円	12,700	円	12,700	円		
期日前投票所の投票管理者	11,200	円	11,200	円	11,200	円	11,200	円	11,200	円		
開票管理者	10,700	円	10,700	円	10,700	円	10,700	円	10,700	円		
投票立会人	10,800	円	10,800	円	10,800	円	10,800	円	10,800	円		
期日前投票所の投票立会人	9,600	円	9,600	円	9,600	円	9,600	円	9,600	円		
開票立会人	8,900	円	8,900	円	8,900	円	8,900	円	8,900	円		
選挙立会人	8,900	円	8,900	円	8,900	円	8,900	円	8,900	円		
区長（自治区長・行政連絡員）	1世帯年額	1,500	円	1戸年額	1,200	円	年額均等割	27,000	円	年額	96,000	円
	-	-	※注1参照	-	戸数加算額600円	-	年額均等割	1,200	円	-	-	
消防団長	147,000	円	129,000	円	109,000	円	157,000	円	164,000	円		
副団長	100,000	円	98,700	円	77,000	円	112,000	円	96,000	円		
本部付分団長	85,000	円	-	円	-	円	-	円	-	円		
本部長（扱い副団長）	-	円	-	円	-	円	年額	78,000	円	年額	96,000	円
消防本部長	-	円	-	円	-	円	年額	72,000	円	-	円	
分団長	70,000	円	66,800	円	52,000	円	67,000	円	82,000	円		
副分団長	65,000	円	53,800	円	41,000	円	55,000	円	55,000	円		
部長	54,000	円	46,400	円	28,000	円	46,000	円	27,500	円		
班長	25,000	円	24,500	円	19,000	円	24,500	円	22,000	円		
団員	15,000	円	15,000	円	12,000	円	18,600	円	16,500	円		
情報公開審査会	会長	13,000	円	13,000	円	-	円	13,000	円	7,000	円	
	委員	5,900	円	5,800	円	13,000	円	5,800	円	6,400	円	
個人情報保護審査会	会長	6,600	円	-	円	-	円	-	円	7,000	円	
	委員	5,900	円	-	円	13,000	円	-	円	6,400	円	
町税等収納推進員（成東町）	月額	60,000	円	月額	60,000	円	-	円	月額	60,000	円	
町税等収納補助員（山武町）	※注2	-	円	-	円	-	-	円	※注3	-	円	
学校医	年額	88,000	円	年額	90,500	円	年額	90,500	円	※年額	96,000	円
学校歯科医	-	円	年額	90,500	円	年額	90,500	円	年額	96,000	円	
学校薬剤師	年額	43,000	円	年額	30,200	円	年額	35,700	円	年額	45,000	円



特別職の名称		成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		(参考) 東 金 市		
幼稚園医		年額	31,000 円	年額	31,300 円	-		-		-		
幼稚園歯科医		-		-		-		-		-		
幼稚園薬剤師		年額	15,000 円	年額	10,900 円	-		-		-		
結婚相談員	所長又は委員 長	月額	6,600 円	-		-		-		年額	56,000 円	
	相談員 又は委員	月額	5,900 円	年額	18,200 円	-		-		年額	39,000 円	
体育指導委員会		委員	年額	19,500 円	年額	18,200 円	年額	33,000 円	年額	32,000 円	年額	24,000 円
外国語指導助手		-		-		-		-		-		
不法投棄監視員		-		-		-		-		-		
その他各種審議会	会長 又は 委員長	日額	6,600 円	-		-		日額	6,900 円	日額	7,000 円	
	委員	日額	5,900 円	日額	5,800 円	日額	5,400 円	日額	5,800 円	日額	6,400 円	

注1 山武町行政連絡員報酬：基本額 10戸以下 7,500円 11戸から19戸まで 9,400円 20戸から39戸まで 13,400円 40戸から49戸まで 19,400円 50戸から99戸まで 27,400円 100戸から199戸まで 37,400円 200戸以上 49,400円

注2 成東町徴税等収納推進員：その月の滞納整理により徴収した税額等の現年度滞納分に3パーセント、滞納繰越分に7パーセントを乗じた額と口座振替加入報酬1件当たり1,000円を加えた額

注3 東金市市税等徴収補助員：現年度課税分を徴収した場合にあってはその月の徴収額に100分の3を乗じて得た額を、現年度以外課税分を徴収した場合にあってはその月の徴収額に100分の5を乗じて得た額を、市税等徴収補助員の勧誘により、納税者が市税等の口座振替納付の申込みをした場合にあってはその申込件数に1,000円を乗じて得た額をそれぞれ加算する。